

JILPT のメールマガジン労働情報の中で、「「孫育」のための特別休暇を導入/九州電力」という記事を見つけました。

<https://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0469/1399/KqM4irDw.pdf>

孫が生まれる際の立ち合いや、孫の世話・看病など「孫育」のための特別休暇だそうです。そういえば我が家もいろいろなことで孫を預けられることがありますし、そのため保育園に迎えに行ったこともあります。なんだかんだと孫関係のイベントもあります。確かに休暇があると助かると思います。

ただ、折角の制度も、結婚も出産も高齢化しているこの時代、現役の間に孫の顔を見られなければ宝の持ち腐れじゃないかと、心配になったりします。

ちなみに、「孫育休暇」、他にもないのかとググっと検索してみたら、九州電力以外にも色々ヒットしました。こんな休暇があちこちで作られる時代になったのですね。感慨深いものがあります。(中山)

目次

- 1 「第 6・7 回両立支援コーディネーター基礎研修」受講者を募集中です
- 2 「働く人の疲労蓄積度セルフチェック（働く人用）」と「働く人の疲労蓄積度セルフチェック（家族支援用）」
- 3 関連情報

1 「第 6・7 回両立支援コーディネーター基礎研修」受講者を募集中です（厚生労働省 人事労務マガジン）

独立行政法人労働者健康安全機構では、治療と就労の両立支援活動の推進のため「両立支援

コーディネーター※基礎研修」を実施しています。

この度、以下のとおり今年度最後となる第 6・7 回研修を開催します。【事前申し込み

制・参加無料】

この研修は、「動画配信研修」と「WEB ライブ講習」を組み合わせたオンライン形式で行います。20 日間程度の配信期間中に任意の時間で視聴可能な「動画配信研修」を全て受講した上で、「WEB ライブ講習」講習日にリアルタイムで受講いただきます。全てのカリキュラムを履修された方には修了証を発行します。

また、この研修は「認定医療ソーシャルワーカーポイント」の認定ポイント対象研修（10 ポイント）です。

この機会にぜひご受講ください。

※両立支援コーディネーターとは

治療と仕事の両立とは、病気を抱えながらも働く意欲があり、全く元のおりにはいかずとも、職場でこなすべき仕事に耐えうる能力のある労働者が、仕事を理由に治療機会を逃すことなく、また、治療を理由に職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就労を続けられることです。

患者・家族が治療と仕事の両立を図る上で、多くの場合、医療と職域間の連携が必要ですが、実際の治療現場では、職域との連携や協議に注力できるほどの自由度が乏しいといった理由から、十分な連携が機能しておらず、職場においても積極的な支援がなされていないというのが実情です。

両立支援コーディネーターとは、患者とその家族側、医療者側、人事労務担当者などの企業側の 3 者間の情報共有や意思疎通の手助けをする役割を担う人材のことです。

【開催日程】

■第 6 回両立支援コーディネーター基礎研修

動画配信期間：2024 年 1 月 18 日（木）～2 月 7 日（水）

WEB ライブ講習日：2 月 10 日（土）13：00～15：30

募集期間：12 月 6 日（水）13 時～12 月 19 日（火）17 時

■第 7 回両立支援コーディネーター基礎研修

動画配信期間：2024 年 1 月 30 日（火）～2 月 19 日（月）

WEB ライブ講習日：2 月 22 日（木）13：00～15：30

募集期間：12 月 6 日（水）13 時～12 月 19 日（火）17 時

【お申し込みはこちら】

以下 URL の申し込みフォームに必要事項を入力の上、お申し込みください。

<https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/2126/Default.aspx>

【お問い合わせ】

「令和 5 年度両立支援コーディネーター基礎研修」申込事務局

E-mail：johasryoritu2023@d-k.jp

TEL：050-3145-9089 (受付日時 月～金 10：00～17：00)

※年末年始(12月28日～1月5日)を除く

2 「働く人の疲労蓄積度セルフチェック(働く人用)」と「働く人の疲労蓄積度セルフチェック(家族支援用)」を、厚生労働省「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」(2023年改正版)の内容に合わせてリニューアルしました。(こころの耳)

○働く人の疲労蓄積度セルフチェック(働く人用)

<https://kokoro.mhlw.go.jp/fatigue-check/worker.html>

○働く人の疲労蓄積度セルフチェック(家族支援用)

<https://kokoro.mhlw.go.jp/fatigue-check/family.html>

3 関連情報

●2023年度 両立支援シンポジウム(再掲)

～組織経営で捉える「治療と仕事の両立支援」～

滋賀産保の副所長吉川昌毅氏と産業保健専門職長澤孝子氏がパネリストで登壇予定です。登壇は14：10からです。

日時 令和5年12月13日(水)13:30～16:30

場所 東京フォーラム ホールD7

※オンライン配信、アーカイブ配信もあります。

(リーフレット)

https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/dl/symposium/2023/231105_leaflet_symposium.pdf#page=1

(申し込み)

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/symposium/>

●「生理」に関して理解ある職場環境を考えてみませんか？

概要：女性労働者が生理による不快な症状が強い場合は生理休暇を取得できるよう、企業全体で職場環境づくりに取り組む必要がある旨を事業主や労働者に周知させるためのリーフレット

<https://roumu.com/pdf/2023120561.pdf>

(参考リンク)

厚生労働省「働く女性と生理休暇に関するシンポジウムを開催しました！」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34529.html

(JILPT メールマガジン労働情報)

●医師の働き方特設サイト／厚労省

厚生労働省は1日、「医師の働き方改革」に関する特設サイトをホームページ上に公開した。

2024年4月から始まる勤務医の残業時間の上限規制に関する情報発信や、リーフレット等の広報物を公開。

医師の働き方改革を進めるためには、医療機関や医療従事者だけでなく、患者を含む関係者の取組みも重要とし、「診療時間内での受診への協力」や「“いつもの先生”以外の医療スタッフ対応への理解」について協力を呼びかけていく。

特設サイトでは今後、動画コンテンツを追加予定。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36685.html

(参考) (NHK)

○“医師の働き方改革”は進むのか

「医師たちから届いた SOS」

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231205/k10014277541000.html>

●育児との両立支援拡充案、残業免除は小学校就学前まで等／厚労省分科会

厚生労働省は4日、労政審雇用環境・均等分科会を開催し、「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について(案)」をとりまとめた。育児の両立支援としては、テレワークを子が3歳になるまでの両立支援として努力義務化するとともに、短時間勤務制度の適用が難しい場合の代替措置に追加するとした。3歳以降小学校就学前までの支援拡充としては、始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務制度、新たな休暇等から2つ以上を選択できるようにすることや、所定外労働の制限(残業免除)を挙げた。看護休暇については、病気やケガだけでなく、感染症に伴う学級閉鎖、入・卒園式や入学式への参加でも取得できるようにする。

同報告を受けて、厚生労働省では法的整備も含め所要の措置を講ずるとしている。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36733.html

▽資料1 (仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について(案))

<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/001174908.pdf>

▽JILPT 関連書籍

『介護離職の構造—育児・介護休業法と両立支援ニーズ』(※2023年度 労働関係図書優秀賞受賞)

<https://www.jil.go.jp/institute/project/series/2022/04/index.html?mm=1921>

●男性国家公務員の育休取得率、初の7割超え／人事院調べ

人事院は11月29日、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(2022年度)」結果を公表した。

2022年度の育児休業取得率は、一般職（常勤）の男性で72.5%、女性は99.1%だった。

取得率は、同年中に子が生まれた職員の数に対する、同年中に最初の育休を取得した職員の数の割合。

男性の育休期間は「2週間以上1月以下」が48.6%で最多、次いで「1月超3月以下」が22.5%。

配偶者出産休暇および育児参加のための休暇を合わせて「5日以上」使用した男性職員は、22年度に子が生まれた男性職員の83.7%だった。

<https://www.jinji.go.jp/kisya/2311/ikukyuR5gaiyou.html>

▽報道発表資料

<https://www.jinji.go.jp/kisya/2311/ikukyuR5syousai.pdf>

●「アサーティブ・コミュニケーション講座」／神奈川県労働福祉協会

神奈川県労働福祉協会は2024年1月25日(木)に「アサーティブ・コミュニケーション講座」をライブ配信で開催する。

日常の業務の中で活用できる、アサーティブ・コミュニケーションの根底にあるマインドと実践的なコツを紹介。

講義翌々日から、オンデマンド配信もあり（1カ月間視聴可）。受講料4,000円。ライブ配信は定員100名、要事前申込。

https://www.zai-roudoufukushi-kanagawa.or.jp/assertive_communication.html

小野田 富貴子（両立支援担当）

fukiko-onoda@honbu.johas.go.jp

中山 篤（メンタルヘルス担当）

atsui78natsu@gmail.com

菅野 由喜子（メンタルヘルス担当）

yukikan28@gmail.com